

図書館システム運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、ネットワーク運営組織細則第9条第2項の規定により、図書館システムの運営について必要な事項を定める。

(図書館システムの目的)

第2条 図書館システムは、図書館事務の合理化及び図書検索の効率化を図り、もって図書館の利用者の便に資することを目的とする。

(図書館システムの範囲)

第3条 図書館システムは、次の各号に掲げる機器により構成される。

- (1) 業務サーバー、検索サーバー及び周辺機器
- (2) 貸出端末機
- (3) 業務端末機
- (4) 開放端末機
- (5) プリンタ及びその他の周辺機器

(図書館システム運営管理者)

第4条 図書館に、図書館システム運営管理者を置く。

- 2 図書館システム運営管理者は、図書館長をもって充てる。
- 3 図書館システム運営管理者は、図書館システムの運営を統括する。

(利用者の範囲)

第5条 図書館システムを利用できる者は、熊本県立大学附属図書館運営規程第7条に規定する者とする。

(運転時間)

第6条 図書館システムの運転時間は、インターネット検索を除き、原則として開館時間と同じとする。ただし、図書館システム運営管理者が運転時間の変更を必要と認めた場合は、この限りでない。この場合において図書館システム運営管理者は、事前に変更した運転時間を利用者に周知するものとする。

(データの保護)

第7条 図書館システム運営管理者は、図書館システムが保有するデータの漏洩、滅失及びき損等を防止し、当該データの保護に必要な措置を講じなければならない。

(障害発生時の対応)

第8条 図書館システムに障害が発生した場合の対応については、別に定める。

(遵守事項)

第9条 開放端末機は、検索以外の目的に使用してはならない。

- 2 図書館利用者のうち教職員以外の者で図書館システム運営管理者の承認を得ていない者は、図書館事務室及びカウンターに立ち入ってはならない。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成 7 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 12 年 3 月 10 日から施行する。